

令和8年4月24日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について（2）

関東地方整備局は、遠藤建設(株)（長野県北安曇郡）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 榎本（内線：2511）

○契約課 課長補佐 園田（内線：2517）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
遠藤建設株式会社	長野県北安曇郡池田町大字池田2379

2. 指名停止措置期間

令和8年4月24日から令和8年5月7日まで（2週間）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、令和7年5月27日に長野県内で施工していた工事において、路肩でドラグ・ショベルを使用する際に誘導者を配置せず、労働者がドラグ・ショベルごと崖下に転落し、死亡する工事関係者事故を発生させた。ドラグ・ショベルの転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれがあったため、誘導者を配置し、同ドラグ・ショベルを誘導させなければならないのに、事故発生時において誘導者による誘導がされず、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなかった。

この件について、同社及び現場代理人は労働安全衛生法等違反により、各々罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、安全管理の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

<指名停止措置要領別表第1第8号>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内